

岩手県告示第19号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和6年1月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 大船渡市
- 2 公共測量を実施する期間 令和5年9月26日から令和6年2月29日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量